平成２８年（フ）第１６３９号
大阪市都島区東野田町４丁目４番５号平田ビル33号
債務者　熊田真理子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４８号
大阪市北区長柄西１丁目１番34号
債務者　吉村　雄二
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５０号
大阪府交野市梅が枝36番204号、前住所大阪府高槻市大蔵司１丁目７番６号（６棟206号）
債務者　**角**　　雅朗
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２０号
北海道石狩市花川北２条２丁目201番地５スカイハウス201号、申立時の住所札幌市西区二十四軒４条４丁目５番12―301号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５２号
北海道江別市文京台東町11番地の18　こりんごハイツＣ207
債務者　谷江　吉之
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５７号
北海道千歳市寿２丁目11番３－２号
債務者　根上　祥子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４６号
札幌市北区篠路10条３丁目２番10―301号
債務者　齋藤　光瑠
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５８号
札幌市東区北11条東15丁目１番32号　コート・モンターニュＡ―201号
債務者　田中　絢子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６９号
札幌市東区北24条東13丁目１番12号　向井マンション１階２号
債務者　井幡　利秋
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８３号
札幌市豊平区平岸８条13丁目２番18―206号
債務者　今井美惠子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８４号
札幌市豊平区平岸８条13丁目２番18―206号
債務者　今井　景太
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９５号
札幌市白石区南郷通８丁目南４番24号　グリーンヒルズ203号
債務者　寺崎　雄二
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２９号
北海道江別市大麻中町６番地　Ａ６―401
債務者　牧野　弘樹
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７６１号
東京都大田区大森北５丁目１－７―306
債務者　仙葉　大勝
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７６２号
東京都大田区西六郷２丁目40―７―103
債務者　田島　克之
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１７号
岡山県玉野市築港４―17―７　シャーメゾンエスパシオ102号室、住民票上の住所岡山県玉野市築港４丁目17番７号
債務者　本池　信也
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１７号
埼玉県戸田市本町４－５―21―904、申立時の住所東京都新宿区若松町31―３―903
債務者　松澤　綾乃
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部